対象問題集:『仮免・本免』

令和5年7月1日改正法施行のため、下記内容の変更を願います。

● P.5 「 仮 免 問 題 (2) |

- ▶ 「問11」を以下のように変更します。
- ▶ 「問18 | を以下のように変更します。
- 18 特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、歩行者のそばを通るときと同じような注意が必要である。

● P.15 「本免問題(2)」

- ▶ 「問30 | を以下のように変更します。
- 30 図8の標示板のある交差点では、信号が黄色や赤色であっても、自動車と一般原動機付自転車は左折する ことができるが、特定小型原動機付自転車や軽車両は左折できない。



- ▶ 「問50」を以下のように変更します。
- 50 正面の信号が赤色の灯火で、同時に青色の矢印信号が左へ出たときは、自動車や一般原動機付自転車は矢印の方向へ進行できるが、特定小型原動機付自転車や軽車両は進行してはならない。

● P.19 「本免問題(4) |

- ▶ 「問6 | を以下のように変更します。
- 6 図2のような路側帯は、特例特定小型原動機付自転車や軽車両は通行してはいけない。



- P.28 「仮免問題(4) 解答と解説 |
- ▶ 「16」の解説を以下のように変更します。
- 16 × 軽車両や特定原付、二段階右折の一般原付は右折できない。

- P.30 「本免問題(2) 解答と解説 |
- ▶ 「1」の解説を以下のように変更します。
- 1 | | 普通自転車等及び歩行者等専用の標識であり、普通自転車は通行できる。
- ▶ 「30」の解説を以下のように変更します。
- 30 × 特定原付や軽車両も左折することができる。
- ▶ 「50」の解説を以下のように変更します。
- 50 × 左向きの青の矢印信号は、特定原付や軽車両も左折することができる。
- P.32 「本免問題(4) 解答と解説」
- ▶ 「6」の解説を以下のように変更します。
- 6 × 駐停車禁止路側帯であるが、特例特定原付と軽車両の通行は認められている。
- 次の文章内の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「原付」を「一般原付」に差し替えます。

解答と解説: 3/6/13 問題文: 3/12/13/14/24/43 仮免問題(1) 問題文: 15/29/38/39 仮免問題(2) 解答と解説: 15/29/38/39 仮免問題(3) 解答と解説: 18/26/27 問題文: 18/26/27 仮免問題(4) 解答と解説: 16/39/45/50 問題文: 19/39/45/50 仮免問題(5) 問題文: 26 / 43 解答と解説: 26/43 本免問題(1) 問題文: 8/23/62/86 解答と解説: 8/62 問題文: 23 / 30 / 47 / 48 / 50 / 52 / 61 解答と解説: 47/48/52 本免問題(2) 問題文: 4/25/46/70 解答と解説:70 本免問題(3) 問題文: 26/図6 本免問題(4) 解答と解説: 26 / 70

● 以下の箇所については従来通り「原動機付自転車」又は「原付」の記載のままとします。

仮 免 問 題 (4) 問 題 文 : 46

仮 免 問 題 (5) 問題 文 : 29 / 45

本 免 問 題 (2) 問題 文 : 74

仮 免 問 題 (1) 解答と解説 : 12